

災害弔慰金の支給等に関する法律 新旧対照表

○災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章―第三章 (略)</p> <p>第四章 災害援護資金の貸付け(第十条―第十五条)</p> <p>第五章 雑則(第十六条・第十七条)</p> <p>附則</p> <p>(支給に当たって参酌すべき基準)</p> <p>第三条の二 国は、災害が発生したときは、市町村が当該災害に係る災害弔慰金の支給に当たって参酌すべき基準を速やかに作成し、及び公表するものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第九条 第三条の二及び第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。</p> <p>(都道府県の貸付け)</p> <p>第十一条 都道府県は、市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定</p>	<p>目次</p> <p>第一章―第三章 (略)</p> <p>第四章 災害援護資金の貸付け(第十条―第十五条)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第九条 第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。</p> <p>(都道府県の貸付け)</p> <p>第十一条 都道府県は、市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定</p>

都市」という。)を除く。第十三条第一項を除き、以下この章において同じ。)が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。

2 (略)

第五章 雑則

(市町村における合議制の機関)

第十六条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(制度の周知)

第十七条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

都市」という。)を除く。第十三条第一項を除き、以下同じ。)が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)